

川崎市告示第192号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定により準用する第49条の6第1項の規定により指定避難所の指定を取り消しましたので、第49条の7第2項の規定により準用する第49条の6第2項の規定に基づき別添のとおり告示します。

令和7年4月1日

川崎市長 福田 紀彦

指定避難所の指定取消

NO	施設名	住所
1	河原町グラウンド・体育館	幸区河原町1